

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	地区別まちづくり計画事業			事業コード	0747
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	土地利用
課長名	丹治 義治	担当者名	川村 隆之	内線番号	2990
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	市民とともにつくる行政の実現	コード	3
	基本事業	市民参加の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 5 目都市計画調査事務 (001-05)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 13 年度
根拠法令等	盛岡市都市計画マスタープラン, 盛岡市まちづくりアドバイザーの派遣や登録に関する要綱			

(2) 事務事業の概要

町内会等を単位とした特色ある地区のまちづくりをするため、まちづくりアドバイザーの派遣や地域住民との話し合いを行いながら、まちづくり活動を支援する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 13 年度に策定した都市計画マスタープランにおいて「市民協働のまちづくりの方針」を掲げ、まちづくりを推進することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

住民の意見の集約や活動の進め方など、地区ならではの状況に応じた適切なアドバイスが行われることにより、住民主体のまちづくり活動が促進されている。自主的なまちづくりに関する関心や活動の実践は、今後さらに高まると考えられる。なお、まちづくりの専門家を派遣する本支援事業については、1 団体あたり年間 1～2 回程度であるが、アドバイスの継続など充実した対応が求められている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

自主的なまちづくり活動を行なおうとする町内会等の組織及びそれを支援するNPO

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 町内会等地区数	地区	374	374	374	377	377
B まちづくりNPO数	団体	65	72	75	80	85
C						

（3）23年度に実施した主な活動・手順

まちづくりの会への職員の参加による助言と、ワークショップ等に対するまちづくりアドバイザーの派遣によるまちづくり支援

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A まちづくりの会への参加数	回	27	37	24	29	24
B まちづくりアドバイザー派遣回数	回	3	3	4	3	4
C まちづくりNPO参加数	団体	0	2	2	3	3

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

地区における課題や今後に残したい地区の宝等を皆で話し合いながら、情報を共有したり、地区の課題解決へむけた活動を通じ、地区住民のまちづくりに対する意識を高め、将来の望ましいまちづくりを進める。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A まちづくりの会活動地区	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	地区	7	6	6	6	8
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	90	90	120	90
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	90	90	120	90
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	120	120	120	120
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	480	480	480	480
計	トータルコスト A+B	千円	570	570	600	570
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

本業務は市民協働のまちづくりを支援するものであり、「市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり」を目指すものであり、施策体系と整合している。

② 市の関与の妥当性

まちづくりに関する専門家を適切なタイミングで派遣し、地区住民が必要なアドバイスを得ることを通じて、本市が目指すまちづくりの基本理念「市民起点」のまちづくりを実践する事業であり、税金の使途目的として妥当である。

③ 対象の妥当性

地区別のまちづくりを担うものとして、町内会等を事業の対象としており、地域のまちづくりを担う適切な団体等であれば対象となることから妥当である。

④ 廃止・休止の影響

自主的なまちづくりに取り組もうとする町内会等が増えようとする中、これを支援する本事業を廃止・休止した場合には、市民協働のまちづくりが後退する。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

自主的なまちづくりに関心を持つ地区は多くあり、また、地区の課題は住環境やコミュニティなど多くの分野にわたるため、今後、まちづくりを総合的に支援する組織体制について検討する必要がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

本市の職員による支援に加え、適切な機会を選び実施されるまちづくり専門家の派遣は、受益者である自主的なまちづくり活動を行う町内会等に対する最小限の支援と考えられ、公正である。

(4) 効率性評価

自主的なまちづくりに取り組もうとする町内会等が増えようとする中、適切な時期での事業の実施は市民協働のまちづくりを進める上で必要であり、拡充すべきと考えられる。また、まちづくり活動の活性化とともに、その支援に当たる人員や実働時間も増加するため、人件費の節減の余地は無い。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

都市計画マスタープランの地域別構想の充実や、各地区におけるまちづくり組織の結成など、市民のまちづくりに対する関心が高まってきている状況であり、これに対する市の対応策を考える必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市としては、市民のまちづくりに関する活動に対して積極的に支援する必要があるが、地域協働推進計画においてもまちづくりに対する支援等も実施しているが、まちづくりの課題は多様多岐にわたり、地域内の実情も様々であるため、これらを総合的に支援するための継続できる新たな組織づくりも視野に入れた対応が必要と考えられる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市民基点のまちづくりを推進するためにも，各地区におけるまちづくりへの支援として有効であり，市民協働推進課等の庁内体制との連携協力を図りながら，さらなる活動充実を図る必要がある。

機会をとらえて地域に出向く等，市民ニーズの把握と情報提供に努め，さらなる活動充実を図る。また，地域協働推進計画による事業とも連携を図る必要がある。